

令和5年第4回市議会定例会議案（3）

足 利 市

番 号	件 名	ページ
議案第 6 6 号	市長専決処分事項承認について	3
議案第 6 7 号	教育委員会委員の任命について	8
報告第 1 8 号	令和 4 年度足利市決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について	9

市長専決処分事項承認について

次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和5年9月26日提出

足利市長 早川尚秀

今福町地内における境界確定等請求事件に係る訴えの提起に関する
専決処分書

今福町地内における境界確定等請求事件に係る訴えの提起については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議決を求めるべきところ、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がなかったため、次のとおり専決処分する。

令和5年8月10日

足利市長 早川 尚 秀

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起する。

記

1 当事者

控訴人（被告）

足利市本城三丁目 2 1 4 5 番地

足利市 代表者 足利市長 早川 尚秀

被控訴人（原告）

2 第一審事件名

宇都宮地方裁判所足利支部

令和 2 年（ワ）第 4 3 号 境界確定等請求事件

3 第一審判決の要旨

- (1) 別紙物件目録記載 1 の土地と同土地の西側にある水路との境界は、別紙図面 Z 6 及び Z 5 の各点を直線で結んだ線であることを確定する。
- (2) 別紙物件目録記載 1 の土地と同目録記載 2 の土地との境界は、別紙図面 Z 5 及び X 2 1 の各点を直線で結んだ線であることを確定する。
- (3) 訴訟費用は被告らの負担とする。

4 控訴を提起する理由

第一審の判決は、本市の主張が認められず、本市の境界確認業務に及ぼす影響も考慮し、上級審の判断を求めることが必要であるため

5 その他

本件において必要があると認めるときは、上訴し、和解し、その他必要な措置を行うことができるものとする。

物件目録

- | | | |
|---|-----|-------------|
| 1 | 所 在 | 足利市今福町字坂ノ下 |
| | 地 番 | 90番7 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 16.52平方メートル |
| 2 | 所 在 | 足利市今福町字六反 |
| | 地 番 | 89番2 |
| | 地 目 | 田 |
| | 地 積 | 426平方メートル |

別紙図面

座標網図

所在～足利市今福町字六反、坂ノ下

字六反

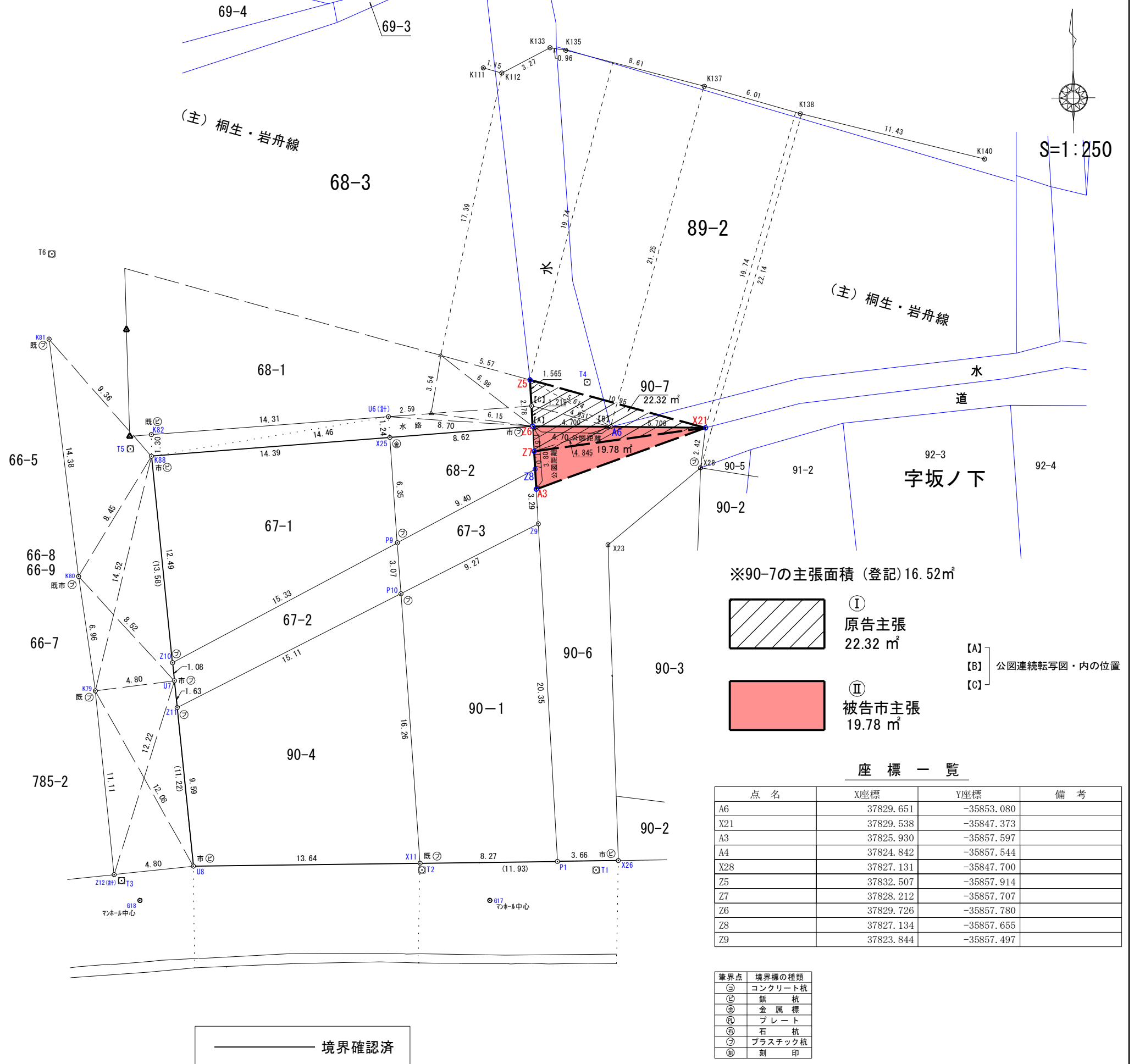
求積表 (各 90-7) ・参考

① 90-7					
地番	NO	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn · (Yn+1-Yn-1)
	X21	37829.538000	-35847.373000	-0.207000	-7830.714366
	Z5	37832.507000	-35857.914000	-10.407000	-393722.900349
	Z6	37829.726000	-35857.780000	0.207000	7830.753282
	Z7	37828.212000	-35857.707000	10.407000	393678.202284
	合計				-44.659149
	合計面積				22.3295745
	地積				22.32 m ²

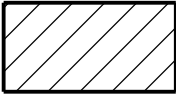

② 90-7					
地番	NO	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn · (Yn+1-Yn-1)
	X21	37829.538000	-35847.373000	4.517000	170876.023146
	A6	37829.651000	-35853.080000	-10.407000	-393693.177957
	Z6	37829.726000	-35857.780000	-4.627000	-175038.142202
	Z7	37828.212000	-35857.707000	0.125000	4728.526500
	Z8	37827.134000	-35857.655000	0.110000	4160.984740
	A3	37825.930000	-35857.597000	10.282000	388926.212260
	合計				-39.573513
	合計面積				19.7867565
	地積				19.78 m ²

座標一覧

点名	X座標	Y座標	備考
K111	37851.314	-35860.569	
K112	37850.996	-35859.459	
K133	37852.494	-35856.545	
K135	37852.334	-35855.598	
K137	37850.096	-35847.280	
K138	37848.394	-35841.515	
K140	37845.570	-35830.437	



※90-7の主張面積 (登記) 16.52m²

- 
Ⅰ 原告主張
22.32 m²
 - 
Ⅱ 被告市主張
19.78 m²
- [A] 公図連続転写図・内の位置
[B]
[C]

座標一覧

点名	X座標	Y座標	備考
A6	37829.651	-35853.080	
X21	37829.538	-35847.373	
A3	37825.930	-35857.597	
A4	37824.842	-35857.544	
X28	37827.131	-35847.700	
Z5	37832.507	-35857.914	
Z7	37828.212	-35857.707	
Z6	37829.726	-35857.780	
Z8	37827.134	-35857.655	
Z9	37823.844	-35857.497	

筆界点	境界標の種類
⊙	コンクリート杭
⊕	鉄杭
⊗	金属標
⊖	プレート
⊙	石杭
⊚	プラスチック杭
⊛	刻印

境界確認済

教育委員会委員の任命について

本市教育委員会委員に次の者を任命することについて同意を求める。

令和5年9月26日提出

足利市長 早川尚秀

記

住 所

氏 名 金 井 孝 史

生年月日

令和4年度足利市決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率に
ついて

別冊のとおり提出する。

令和5年9月26日提出

足利市長 早川 尚 秀